

特定間伐等促進計画

北海道雨竜郡幌加内町

令和 3 年 6 月

1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた北海道の基本方針や本市（町村）の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で120ha（年平均12ha）の間伐を行うことを目標とする。
また、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進する。

2 特定間伐等促進計画の区域

道の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い本市（町村）の森林の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

3 特定間伐等の実施計画

(1) 間伐・造林に関する事項

(2) その他間伐及び造林に関する事項

(3) 作業路網に関する事項

(4) その他施設に関する事項

(5) 事業実施箇所

別紙のとおり

（国土地理院1／50000地勢図相当の図面又は1／5000森林基本図に図示）

- ・特定間伐等促進計画の区域を図示（緑で囲む）した上で
- ・事業実施箇所を図示（間伐・・・茶色、造林・・・赤色、作業路網等・・・青色など）
- ・対図番号又は林小班名を表示（注：困難な場合は省略可）

4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

本町では、5ha以下の小規模な森林所有者は329名で、森林所有者の8割を占めており、計画的かつ効率的な森林施業を進める障害となっている。

このため、面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能を十分に発揮するため、森林経営計画を作成し森林施業の推進に努め、間伐等の

森林施業を計画的かつ効率的に実施するなど集約化の推進に努める。

- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

不在村森林所有者の森林施業の集約化を図るため、森林施業プランナーやフォレスター等と連携し、森林機能と森林管理等の重要性を説明し林業経営への参画を促し、効率的な森林施業を推進するよう努める。

5 路網の整備の推進、間伐等の効率化、低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関すること。

間伐等の効率的な森林施業を実施するため、道が策定した「路網・作業システム整備方針」を基に、林地の傾斜や搬出方法、林内路網密度等に考慮した、林道、林業専用道、森林作業道などの丈夫で簡易な路網の整備の推進に努める。

- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

路網の整備状況を踏まえ、傾斜等の自然条件や事業量のまとまりに応じた、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な間伐等の作業システムの導入を図るとともに、それら作業システムの普及及び定着に努める。また、高性能林業機械等の導入にあたって、各種情報の提供に努める。

- (3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

造林、保育コストの低減を図るため、国や道が試験的に実施しているコンテナ苗木の植栽状況やコンテナ苗木生産状況及び、適地適木による植栽樹種の選定や植栽本数の低減等についての情報収集に努める。

6 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

間伐材等の供給に関し町内外の林業林産業関係者は、住宅における地域材の利用や、公共建築物及び公共施設における木材の利用、木質バイオマスの推進等、幅広い取組を通じて間伐材等の利用を促進するため、川上から川下の関係者が集まる会議や協議会等に積極的に参加し、情報の共有化に努める。

- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

町内には、チップ工場が1箇所あり、年間の針葉樹の消費量はおよそ23,000万立方メートルになる。

搬出された間伐材等が適切に利用できるよう、林業事業体はこれらの工場等と木材の需給の調整を行い、間伐材等の利用の促進を図り、安定供給体制の構築に努める。

7 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技術者等及び林業事業体の育成確保に関すること。

間伐を実施する上で必要な林業労働者の育成・確保のため、森林整備担い手センター等の林業研修制度を活用して林業就労者技術向上を図るほか、労働者の定着を図るため、労災保険などの各種社会保険制度の充実を図る。

(2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

効率的で安定した林業経営が可能な林業事業体を育成するため、年間を通じた事業量の確保を図ることが必要であるとともに、林業経営に係るコンサルタントの実施などの経営の多角化、事業体の合併や協業化、生産性の向上による体質強化を図る。また、森林所有者から森林整備を請負うのみでなく、森林所有者に対して計画的な森林施業について立案し、事業を受託していくことが必要である。